1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	第2次久米島町国土利用計画
11	(案)
12	
13	(令和3年⇒令和12年)
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	久米島町

2	※最終的に細々分類は非記載と	し	ま	す	0

•	٦	

4	1章	町土の利用に関する基本構想	6
5	1.基	本方針	6
6	(1))基本理念	6
7	(2))町土利用における前提条件	6
8	ア	特性	6
9	イ	人口の推移と動向	7
10	ゥ	まちづくりの主な動向	8
11	(3))町土の利用・管理における課題	8
12	ア	町土管理水準等の維持	8
13	イ	自然環境、美しい景観等の保全・再生	8
14	ウ	災害に強い体制の構築	9
15	エ	上位・関連計画の推進等	9
16	(4))町土利用の基本方針	9
17	ア	町土管理水準等の維持	10
18	イ	自然環境、美しい景観等の保全・再生	10
19	ウ	災害に強い体制の構築	10
20	エ	上位・関連計画の推進等	11
21	2.町	「土利用の基本方向	11
22	(1))地域類型別基本方向	11
23	ア	市街地エリア(仲泊、儀間、比嘉)	11
24	イ	周辺住宅エリア(仲泊、儀間、比嘉以外の行政区における住宅地)	11
25	ウ	文教・医療・防災等拠点エリア(久米島博物館周辺)	12
26	エ	農水産業エリア (全域に分布)	12
27	才	観光リゾートエリア(イーフ、西奥武・儀間・鳥島・大原の一部)	12
28	カ	物流、交流拠点エリア(兼城、北原)	13
29	牛	新工業エリア(真謝の沿岸部)	13
30	ク	自然等保全エリア(宇江城岳一帯、アーラ岳一帯、沿岸部等)	13
31	(2))利用区分別基本方向	14
32	ア	農地	14
33	イ	森林	14
34	ウ	水面・河川・水路	14

1	エ 道路	14
2	オ 宅地	15
3	カ その他	16
4	2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、地域別の概要	i 17
5	1.町土の利用目的に応じた区分ごとの規模目標	17
6	2.地域別の概要	
7	(1)北部地域の概要	20
8	(2)東部地域の概要	22
9	(3)南部地域の概要	25
10	(4)西部地域の概要	27
11	3章 2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	30
12	1.公共の福祉の優先	
13	2.土地利用関連法制等の適切な運用	
14	3.町土の保全と安全性の確保	
15	(1)自然災害への対応	
16	(2)森林機能の向上	
17	(3)中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上	
18	(4)市街地の安全性の向上	
19	4.持続可能な町土の管理	
20	(1)生活サービス機能等の充実	
21	(2)優良農地の確保・農業振興	
22	(3)森林の保全・活用	32
23	(4)健全な水環境の確保	32
24	(5)漁業環境の維持・漁業振興、海岸の保全	32
25	(6)美しい景観の保全・再生・創出	32
26	5.自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	32
27	(1)多様な自然環境の保全	32
28	(2)生物多様性の確保等	33
29	(3)自然環境を活かした観光の振興	33
30	(4)地球温暖化対策の推進	33
31	(5)生活環境の保全	33
32	(6)環境影響評価等の推進	33
33	6.土地利用転換の適正化	34
34	(1)土地利田転換の基本的老き方	34

1	(2)農地の利用転換	34
2	(3)森林の利用転換	
3	(4)大規模な土地利用転換	34
4	(5)混在地における土地利用転換	34
5	7.町土に関する調査の推進	35
6	8.多様な主体による町土管理等の推進	35
7	9.計画の効果的な推進	35
8		
9		
10	参考附図	
11	土地利用現況図	
12	土地利用構想図	
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

1		
2		前 文
3		

4 この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土 5 地利用を確保することを目的として、久米島町(以下「本町」という。)の区域における国 6 土(以下「町土」という。)の利用に関する基本的な事項を定めるものであり、同法第7条 7 の規定に基づく第5次沖縄県国土利用計画を基本とするとともに、本町の最上位計画であ 8 る第2次久米島町総合計画に即して策定しています。

9 本計画の推進により、これまで本町において進めてきたすべての世代が活き活きと暮ら 10 せる島づくりを一層推進するとともに、人口減少・少子高齢化が進行する中でも将来にわた 11 り健康で文化的な生活環境の確保、町土の均衡ある発展の実現及び持続可能な町土の利用 12 を図ります。

13 本計画は、今後の町土の利用をめぐる経済社会の変化に対応するため、適宜計画の検証を 14 行った上で必要に応じて見直しを行うものとします。

1 1章 町土の利用に関する基本構想

2 1.基本方針

3 (1)基本理念

- 4 町土の利用は、町土が現在及び将来における町民のための限られた資源であり、諸活動の
- 5 共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自
- 6 然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保、地域性
- 7 豊かな町土の均衡ある発展及び持続可能な利用を図るため総合的かつ計画的に進めます。

8

9 (2)町土利用における前提条件

10 ア特性

- 11 本町は沖縄本島那覇市から西方約 100km の東シナ海に位置し、久米島本島及び奥武島・
- 12 オーハ島の有人離島、鳥島・硫黄鳥島等の無人島から構成されています。島外とのアクセス
- 13 は久米島空港と那覇空港を往復する航空路線のほか、兼城港と那覇泊港を往復する航路(フ
- 14 ェリー)によって確保されています。
- 15 亜熱帯・海洋性気候に属し、年間を通して温暖な気候であり、台風の常襲地帯となってい
- 16 ます。島のほぼ全域が県立自然公園に指定されており、北部に大岳、宇江城岳、中森岳、南
- 17 部にはアーラ岳を中心とする山地が連なり、南西海岸は緩やかな砂丘海岸、北西海岸は発達
- 18 したリーフが延び、島を取り囲むように内海が形成されています。
- 19 東洋一の美しさを誇る「ハテの浜」や日本の渚百選に選定される東海岸の「イーフビーチ」、
- 20 国指定天然記念物に指定されている「奥武島の畳石」、ラムサール条約に登録される宇江城
- 21 岳を源流とする「渓流と湿地」、クメジマボタル、キクザトサワヘビ等の希少種動植物の生
- 22 息などに象徴される地域特性に富んだ自然は、観光地としての魅力も有しています。
- 23 産業の特色は、この自然環境と共存してきた強みから、農業を基軸とした構造となってお
- 24 り、さとうきびを中心に、肉用牛、野菜(甘しょ、にがうり、らっきょう、いんげん等)、
- 25 花卉類 (電照菊等) が生産されているほか、マンゴー等の熱帯果樹も栽培され作物の多様化
- 26 も進んでいます。
- 27 また、北上する黒潮が形成する豊かな漁場では通年を通して海面漁業が営まれており、養
- 28 殖業においては、もずくや車エビをはじめ、近年は海洋深層水を活用した海ぶどう等も盛ん
- 29 になっています。
- 30 特産品は、久米島紬、泡盛、味噌等が挙げられ、地場産物を活用した商品開発意欲の高ま
- 31 りも見られます。

32

33

イ 人口の推移と動向

2 国勢調査の結果を見ると、1980年(昭和55年)以降の人口は、1990年(平成2年)の 3 10,309人をピークに減少に転じ、2020年(令和2年)の7,192人と比較すると、30年間で 4 3,117人(-30.2%)の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少傾向となることが見込まれ、概ね 20 年後の 2045 年には 4,665 人になると推計されており、特に生産年齢人口が大きく減少することが見込まれます。

8 若年層の減少については、第2次久米島町総合計画後期基本計画策定に係る町民アンケ 9 ート(令和3年1月実施)の結果等から、進学率の上昇や若者の希望に応えられる就業場所 10 が限定的であることによる人口流出が一因と考えられ、諸施策を講じているものの、減少に 11 歯止めがかからない状況にあります。人口減少・少子高齢化は産業活動や社会・経済活動へ 12 影響を及ぼすことが危惧されます。

1314

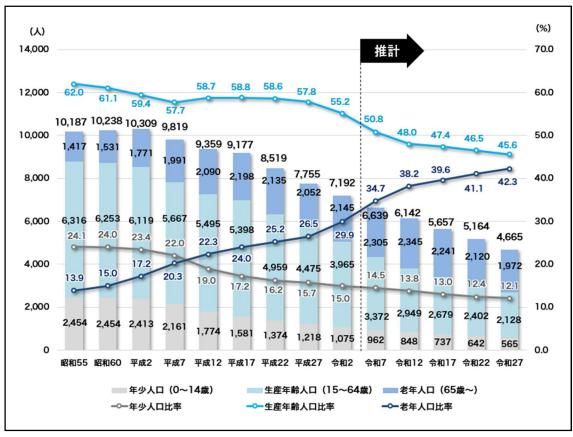
15

1

5

6 7

■久米島町の人口推移



出典:国勢調査(総務省統計局)、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研 究所 平成29年3月推計)をもとに作成

※総数は年齢不詳を含む。

16

1 ウ まちづくりの主な動向

- 2 人口減少下における快適な住環境づくりとして、久米島町空家等対策利活用計画に基づ
- 3 く取り組みをはじめ、令和3年に開館した久米島町納骨堂において、焼骨及び位牌の預かり
- 4 を行い、墓地の将来的な管理者の不在や散在による景観の阻害、空き家の利活用を妨げる位
- 5 牌など各分野の課題を政策間連携により解決する取り組みを進めています。特に、令和2年
- 6 に開館した複合型防災・地域交流センター『ほんのもり』は、平時は図書館、災害時は防災
- 7 拠点として活用することで、教育分野と防災分野に貢献しています。
- 8 観光振興については、社会情勢の変化を踏まえつつ、久米島町観光振興基本計画等に基づ
- 9 き、持続可能性を前提に、ターゲットを明確にした上で、歴史・文化、自然等の地域特性を
- 10 活かした着地型観光や健康・保養を目的とするウェルネスツーリズムなど質・付加価値の高
- 11 い誘客戦略を進めています。
- 12 環境配慮については、将来的に島内で消費されるエネルギーの 100%を再生可能エネルギ
- 13 ーによる自給を目指す久米島町エネルギービジョン 2020 に基づく取り組みを進めていま
- 14 す。

1516

(3)町土の利用・管理における課題

- 17 上記 1(2)で述べた人口減少・少子高齢化等の前提条件を踏まえ、町土の利用・管理にお
- 18 ける課題を次のとおり整理します。

19

20 ア 町土管理水準等の維持

- 21 ・利用頻度が低い用地(以下「低利用地」という。)、空き地、空き家、空き店舗の増加によ
- 22 る住環境の悪化が懸念されます。
- 23 ・商店等の生活必需品を提供するサービス(以下「生活サービス機能」という。)の利用者
- 24 減少による生活サービス機能の縮小又は撤退等が懸念されます。
- 25 ・人口規模の縮小に伴う税収等の町の自主財源の減少が予想される中、老朽化が進行する公
- 26 共施設等の維持管理、長寿命化、更新等を講じるための財源の確保が困難となる恐れがあ
- 27 ります。
- 28 ・高齢の農業就業者の離農等に伴う農地の遊休化や管理水準の低下による排水・灌漑機能の
- 29 低下や住環境への影響が懸念されます。

30

31 イ 自然環境、美しい景観等の保全・再生

- 32 ・魅力的な景観形成に資する農地の他用途への転用等は、農地面積の減少による基幹産業の
- 33 衰退、営農環境への影響等につながることが懸念されます。
- 34 ・低利用地、遊休農地等の増加による自然環境や景観の悪化が懸念されます。
- 35 ・自然資源の管理や利活用に係る知識・技術の喪失が懸念されます。
- 36 ・自然的土地利用から宅地又は墓地等への土地利用転換は、自然環境の悪化・喪失や他の土

1 地利用に影響を与えることが懸念されます。

2

3 ウ 災害に強い体制の構築

- 4 ・近年、巨大地震の発生により甚大な被害が生じており、本町においても沿岸部において津
- 5 波や液状化が想定されています。
- 6 ・地球温暖化に伴う気候変動等により、自然災害が頻発化・激甚化しており、久米島本島内
- 7 陸部においても土砂災害の発生が懸念されています。
- 8 ・老朽化や塩害等により劣化が進む建物は、地震による倒壊等が懸念されます。特に、住宅
- 9 等密集地においては被害が深刻化する恐れがあります。
- 10 ・全国的に無降水日数の増加に伴う渇水の頻発化、長期化又は深刻化が懸念されており本町
- 11 においても例外ではありません。

12

13 エ 上位・関連計画の推進等

- 14 ・第2次久米島町総合計画(以下「総合計画」という。)において、将来像「夢つむぐ島―
- 15 島人みんなで織り上げる未来一 |、人口目標「8,500人(2025年) | 及び島づくり目標「す
- 16 べての世代が活き活きと暮らせる島づくり | を掲げ、行政サービスの受け手を世代別に分
- 17 類した施策体系の下、各種施策を講じているものの、社会情勢の変化等も相まって、効果
- 18 の発現状況は芳しくありません。
- 19 ・工業用地や住宅用地の確保等の土地需要に当たり、農業、防災、商業、空き家等の各分野
- 20 における課題を共有し、大局的な視点から各分野の取り組みを有機的に連携させ、相乗効
- 21 果を生み出す余地があります。
- 22 ・人口減少下における本町の限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)を、保育、教育、医療、
- 23 福祉、観光等の公共公益サービスへ持続的に提供するため、分野間連携による体制構築が
- 24 課題となっています。

2526

(4)町土利用の基本方針

- 27 上記 1(3)で述べた課題を踏まえ、今後の町土利用・管理における将来像及び基本方針を
- 28 次のとおり設定します。

29

- 30 町土利用における将来像を以下のとおりとします。
- 31 《将来像》
- 32 ▶暮らしの質を高める土地利用
- 33 ▶豊かな自然環境と歴史・文化を守り引き継ぐ
- 34 ▶災害に強く安全で安心して暮らせる島づくり
- 35 ▶地域内外の交流の活性化に資する島づくり

将来像の実現に向けた本計画の基本方針を次のとおりとします。

1
 2
 3

ア 町土管理水準等の維持

- 4 人口減少・少子高齢化における持続可能なまちづくりを図る観点から、後述する地域類型
- 5 別基本方向に基づく役割分担の下、土地需要に対して効率的かつ合理的な保全・活用を通じ
- 6 て暮らしの質を高めます(以下「町土管理水準等」という。)。

7 【都市的土地利用】

- 8 生活利便性の維持・確保や社会資本の効率的活用等に向け、市街地等に生活サービス
- 9 機能や居住等を集約するとともに各集落を公共交通で結び、コンパクトで持続可能なま
- 10 ちづくりを進めます。
- 11 良好な市街地環境の創出に向けては、低利用地、空き地、空き家、空き店舗の有効活
- 12 用や歴史的な街並みの保全・活用を推進します。

13 【農水産業的土地利用】

- 14 農地については、地域特性を生かした生産性の高い農業の確立に向け、優良農地の維
- 15 持・確保とともに、遊休農地等の発生防止と活用を図ります。
- 16 漁業地域については、水産業の安定的・持続的な経営に向け、漁港施設や海岸施設の
- 17 適正な維持・管理を図るとともに、漁業が持つ多面的機能の活用に取り組みます。また、
- 18 漁業等による海岸や海域環境等への負荷を軽減するため、漁場環境等の適切な保全・管
- 19 理に努めます。

【自然的土地利用】

- 21 優れた自然環境を有する森林や水辺空間等においては、生態系及び景観の維持等の観
- 22 点から、その自然環境等の保全とともに再生に取り組みます。
- 23 森林については、防災や環境面、レクリエーション等の観点から、持続的な活用に向
- 24 け、適切な維持・保全を進めます。

2526

20

イ 自然環境、美しい景観等の保全・再生

- 27 久米島町景観計画に基づく取り組みを推進するとともに、生物多様性に富む海浜・森林等
- 28 の優れた自然を適切に保全します。また、自然保全が必要な地域の低利用地、空き地につい
- 29 ては、自然の再生や自然的利用を促進し、開発行為等の土地需要については、各エリアの役
- 30 割分担による適切な誘導に取り組みます。

3132

ウ 災害に強い体制の構築

- 33 台風や地震、記録的な大雨等による被害を分析・想定し、防災・減災対策や自助・共助体
- 34 制の整備などハード・ソフト両面からバランスよく取り組みます。土砂災害が想定される住
- 35 宅地については、防災・減災対策等を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリ

- 1 アへの居住の誘導に取り組みます。また、地域防災計画等の防災に係る関連計画や久米島町
- 2 森林整備計画に基づく取り組みを推進します。

3

4 エ 上位・関連計画の推進等

- 5 総合計画に掲げる施策の実施状況を多様な手法で検証することで、施策間の連携と取り
- 6 組みの効率・効果を高めるための方策を見出します。上記ア~ウを含め、町土の適切な利用・
- 7 管理を通じて、エリア内外の交流を促進します。
- 8 また、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用に関する
- 9 諸法令に基づく制度等の適切な運用により、自然環境、農地、森林及び歴史的風土の保全等
- 10 に留意しつつ、中長期的な視点から土地の総合的かつ計画的な利用を図ります。

11

- 12 2.町土利用の基本方向
- 13 (1)地域類型別基本方向
- 14 ア 市街地エリア (仲泊、儀間、比嘉)
- 15 【地域類型の考え方】
- 16 ・生活サービス機能や公共サービス施設、飲食店、商店街、住宅等が集積するエリア(仲泊、
- 17 儀間、比嘉)を「市街地エリア」とします。
- 18 【地域類型別の基本方向】
- 19 ・生活サービス機能、公共サービス施設等の集積を推進します。
- 20 ・住宅地における低利用地、空き地、空き家、空き店舗の利活用を促進し、農水産業エリア
- 21 及び自然等保全エリアへの無秩序な開発行為は抑制します。
- 22 ・津波浸水、液状化等の災害リスクの高い箇所については、地域防災計画に定める取り組み
- 23 の強化を通じた安全性の確保を促進します。

- 25 イ 周辺住宅エリア(仲泊、儀間、比嘉以外の行政区における住宅地)
- 26 【地域類型の考え方】
- 27 ・市街地エリア以外(仲泊、儀間、比嘉以外の行政区)の住宅地を「周辺住宅エリア」とし
- 28 ます。
- 29 【地域類型別の基本方向】
- 30 ・空き家、空き店舗については、地域の特性に応じた利活用を促進し、農水産業エリア及び
- 31 自然等保全エリアへの無秩序な開発行為は抑制します。
- 32 ・低利用地、空き地については、中長期的な視点から地域の特性に応じた適切な利用の選択
- 33 を促進します。
- 34 ・津波浸水、液状化等の災害リスクの高い区域については、地域防災計画等に定める取り組
- 35 みの強化を通じた安全性の確保を推進します。

・土砂災害が想定される住宅地については、防災・減災対策等を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリアへの居住の誘導に取り組みます。

3

4 ウ 文教・医療・防災等拠点エリア (久米島博物館周辺)

- 5 【地域類型の考え方】
- 6 ・教育、歴史・文化、医療、福祉、防災の拠点が集中するエリア (久米島博物館周辺) を「文
- 7 教・医療・防災等拠点エリア」とします。
- 8 【地域類型別の基本方向】
- 9 ・中長期的な視点から教育、歴史・文化、医療、福祉、防災の拠点性強化を図り、高質かつ
- 10 安定的にサービス等を提供できる体制を構築します。

11

12 エ 農水産業エリア (全域に分布)

- 13 【地域類型の考え方】
- 14 ・農地又は漁業施設が立地するエリア(全域に分布)を「農水産業エリア」とします。
- 15 【地域類型別の基本方向】
- 16 ・農業振興地域の整備に関する法律等に基づく取り組みを推進します。
- 17 ・農地の流動化、集積・集約化による大規模経営体の形成、作業の機械化による生産性向上、
- 18 収益性の高い品目の生産振興及び地産地消の推進を通じた域内循環型経済の向上など
- 19 「儲かる農業」の推進を通じた農業の魅力化を図るとともに、農業を担うリーディングプ
- 20 レーヤー (大規模経営体、参入企業等)の育成・確保を一体的に進めることで農地需要の
- 21 増大を図ります。
- 22 ・漁業生産活動の中枢を担う漁港施設は、老朽化する外郭及び係留施設の更新・補修を行う
- 23 とともに、廃船・放置船の適切な処理対策を講じ、十分な漁港機能の発揮と魅力的な景観
- 24 の創出を図ります。

2526

オ 観光リゾートエリア(イーフ、西奥武・儀間・鳥島・大原の一部)

- 27 【地域類型の考え方】
- 28 ・観光拠点施設や宿泊施設、飲食店等が集積するエリア(イーフ、西奥武・儀間・鳥島・大
- 29 原の一部)を「観光リゾートエリア」とします。
- 30 【地域類型別の基本方向】
- 31 ・本町の魅力を高めるため、海洋リゾート等の本町の強みを最大限に活用し、滞在型観光等
- 32 の取り組みを推進します。また、これまで整備されてきた施設については、民間活力の積
- 33 極的な導入による有効活用を図ります。
- 34 ・新たな観光関連施設の立地については、観光リゾートエリアへの立地を誘導するととも
- 35 に、地域の環境や景観等への配慮に努めます。さらに、他の観光資源等との連携に向け、

1 資源間のネットワークの確保を推進します。

2

3 カ 物流、交流拠点エリア (兼城、北原)

- 4 【地域類型の考え方】
- 5 ・港湾、空港が立地するエリア (兼城、北原) を「物流、交流拠点エリア」とします。
- 6 【地域類型別の基本方向】
- 7 ・港湾は町民の生活及び産業の振興に不可欠な物流の拠点であることに留意し、適切な維
- 8 持・管理等を促進します。また、旅客ターミナルについては、町民、事業者、観光客等の
- 9 ニーズに応じた施設の利活用を促進します。
- 10 ・空港は町民や多くの観光客の玄関口となっていることから、持続的な施設の維持・管理等
- 11 を進めるとともに、旅行やビジネス等のニーズに応じた施設の利活用を促進します。

12

13 キ 新工業エリア (真謝の沿岸部)

- 14 【地域類型の考え方】
- 15 ・海洋深層水関連産業が集積するエリア(真謝の沿岸部)を「新工業エリア」とします。
- 16 【地域類型別の基本方向】
- 17 ・地域資源である海洋深層水の一層の利活用を図るため県内外からの企業誘致を推進しま
- 18 す。
- 19 ・「エネルギー・水・食糧」を自給自足する持続可能な島嶼コミュニティの構築と新たな産
- 20 業創出を目指す海洋深層水の複合利用「久米島モデル」の実現に向けた取り組みを推進し
- 21 ます。

22

23 ク 自然等保全エリア(宇江城岳一帯、アーラ岳一帯、沿岸部等)

- 24 【地域類型の考え方】
- 25 ・県立自然公園特別地域等に指定されるなど、貴重な自然環境を有するエリア(宇江城岳一
- 26 帯、アーラ岳一帯、沿岸部等)を「自然等保全エリア」とします。
- 27 【地域類型別の基本方向】
- 28 ・食糧や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みを享
- 29 受している(以下「生態系サービス」という。)ことの重要性に留意し、この保全・再生
- 30 を推進します。
- 31 ・森林の土壌が有する河川の流量の安定や水質の浄化等の水源涵養機能、草木が有する温室
- 32 効果ガスを吸収する環境保全機能や高潮・暴風及び土砂崩れを防止する防災減災機能(以
- 33 下「森林公益機能」という。)の重要性に留意し、この保全・再生を推進します。
- 34 ・生態系サービス、森林公益機能等への十分な配慮など適切な保全をしつつ、生涯学習や森

1 林浴等の教育・観光の活用を促進します。

2

3 (2)利用区分別基本方向

4 ア農地

- 5 ・農業振興地域の整備に関する法律等に基づく取り組みを推進します。「2(1)エ再掲]
- 6 ・農地の流動化、集積・集約化による大規模経営体の形成、ICT 等の活用による生産性向
- 7 上、収益性の高い品目の生産振興及び地産地消の推進を通じた域内循環型経済の向上な
- 8 ど「儲かる農業」の推進を通じた農業の魅力化を図るとともに、農業を担うリーディング
- 9 プレーヤー (大規模経営体、参入企業等) の育成・確保を一体的に進めることで農地需要
- 10 の増大を図ります。[2(1)エ再掲]
- 11 ・農地は農業的土地利用を優先し、他用途への転換に当たっては、町土管理水準等の考え方
- 12 を踏まえ、当該転換が避けられない事由であるか精査した上で適切な誘導に取り組みま
- 13 す。
- 14 ・生態系に影響を及ぼす農地からの赤土等流出に係る対策の一層の強化を図ります。

15

16 イ森林

- 17 ・生態系サービスの重要性に留意し、この保全・再生を推進します。[2(1)ク再掲]
- 18 ・森林公益機能の重要性に留意し、この保全・再生を推進します。「2(1)ク再掲]
- 19 ・生態系サービス、森林公益機能等への十分な配慮など適切な保全をしつつ、生涯学習や森
- 20 林浴等の教育・観光の活用を促進します。[2(1)ク再掲]

21

22 ウ 水面・河川・水路

- 23 ・水系は生態系ネットワークの重要な基軸であることから、森林の基本方向((2)イ)を踏
- 24 まえた取り組みを推進します。
- 25 ・水の安定供給のための水資源開発、農業の生産性向上のための農業用用排水路の整備等を
- 26 推進します。
- 27 ・憩いの場や良好な景観創出等に向け、親水空間の確保を推進します。
- 28 ・観光振興に当たっては、水資源の枯渇に繋がらないよう留意します。

29

30 エ 道路

- 31 (ア)一般道路
- 32 ・町民生活や産業活動の基盤であることに留意しつつ、人口減少・少子高齢化を踏まえ、交
- 33 通状況や利用状況の変化等の調査・検証を継続的に実施した上で、維持管理や更新を含め
- 34 合理的な取り組みを推進します。
- 35 ・災害時における輸送の多重性、代替性の確保を推進します。
- 36 ・歩行や景観を妨げる雑草の繁茂については効率的な対策を検討・推進します。また、路面

1 等の公共空間や民有地等の活用によるオープンスペースの確保等により、利便性の向上

2 及び魅力的な景観の形成に繋げます。

3

- 4 (イ)農道及び林道
- 5 ・農業の生産性向上及び農地・森林の保全のため、適切な維持管理又は機能強化に取り組み 6 ます。

7

8 才 宅地

- 9 (ア)住宅地
- 10 ・人口減少・少子高齢化を踏まえた秩序ある効率的な市街地エリア又は周辺住宅エリアの形
- 11 成・再編を推進します。
- 12 ・市街地エリアに生活サービス機能、公共サービス施設等の集積を推進します。「2(1)ア再
- 13 掲]
- 14 ・市街地エリアにおいては、住宅地における低利用地、空き地、空き家、空き店舗の利活用
- 15 を促進し、農水産業エリア及び自然等保全エリアの無秩序な開発行為は抑制します。[2(1)
- 16 ア再掲]
- 17 ・周辺住宅エリアにおいては、空き家、空き店舗は、地域の特性に応じた利活用を促進し、
- 18 農水産業エリア及び自然等保全エリアの無秩序な開発行為は抑制します。低利用地、空き
- 19 地の利活用は、中長期的な視点から地域の特性に応じた適切な利用の選択を促進します。
- 20 「2(1)イ再掲〕
- 21 ・津波浸水、液状化等の災害リスクの高い区域については、地域防災計画等に定める取り組
- 22 みの強化を通じた安全性の確保を推進します。[2(1)ア、イ再掲]
- 23 ・周辺住宅エリアにおいては、土砂災害が想定される住宅地については、防災・減災対策等
- 24 を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリアへの居住の誘導に取り組みま
- 25 す。[2(1)イ再掲]

- 27 (4)工業用地
- 28 ・比較的小規模な土地需要かつ住環境等への影響が少ない事業である場合は、市街地エリア
- 29 の低利用地、空き地、空き家、空き店舗の利活用を促進します。大・中規模の土地需要に
- 30 ついては、町土管理水準等の考え方を踏まえ、中長期的な視点から地域の特性に応じた適
- 31 切な利用の選択を促進します。
- 32 ・新工業エリアは、地域資源である海洋深層水の一層の利活用を図るため、県内外からの企
- 33 業誘致を推進します。 [2(1)キ再掲]
- 34 ・新工業エリアは、「エネルギー・水・食糧」を自給自足する持続可能な島嶼コミュニティ
- 35 の構築と新たな産業創出を目指す海洋深層水の複合利用「久米島モデル」の実現に向けた
- 36 取り組みを推進します。 [2(1)キ再掲]

- 1 ・工場移転、業種転換等に伴い生ずる工業跡地は、事業者の土壌汚染調査・対策を促進しま
- 2 す。
- 3 (ウ)その他の宅地
- 4 ・中長期的な視点から地域の特性に応じた適切な利用の選択を促進します。特に、適切な土
- 5 地利用の実現に向けて、大型リゾート施設や大規模集客施設、別荘等の無秩序な開発行為
- 6 を抑制し、建物等の集約化や環境と調和した土地利用の誘導を図ります。

7

8 カ その他

- 9 (ア)公共施設用地
- 10 ・公共施設用地については、今後の利用ニーズや安全性等を踏まえた再編・維持・管理等を
- 11 推進するとともに、持続可能なまちづくりの観点から市街地エリアへの集積を促進しま
- 12 す。
- 13 ・空港及び港湾用地については、環境保全に配慮しつつ地域間対流に資する維持・管理を推
- 14 進します。
- 15 ・墓地については、歴史的・文化的背景から個人の所有地に設置され、近年は無秩序な設置
- 16 により景観の阻害が指摘されています。周辺地域の土地利用の状況や自然環境への配慮
- 17 を踏まえ、久米島町納骨堂等の利活用の促進等を通じて可能な限り集約化を図り魅力的
- 18 な景観の保全・再生に繋げます。
- 19 (イ)レクリエーション用地
- 20 ・久米島シーサイドパークゴルフ場や奥武島キャンプ場等のレクリエーション用地につい
- 21 ては、自然環境の保全を図りつつ、地域の実情に応じた適切な土地利用を推進します。
- 22 (ウ)低利用地、空き地
- 23 ・市街地エリアや周辺住宅エリアの低利用地、空き地は居住用地や事業用地として利活用を
- 24 図るとともに、公共施設用地や避難所、オープンスペース等としての活用を推進します。
- 25 ・遊休農地等については、作付・再生が可能な土地については適切な管理の下、農地として
- 26 の活用を推進します。一方、再生が困難な土地については、地域の実情に応じた適切な活
- 27 用に取り組みます。
- 28 (エ)沿岸域
- 29 ・黒潮が北上する海域は、多様性に富むサンゴ礁が発達し、イーフビーチやシンリ浜をはじ
- 30 めとした海岸線には白い砂浜が広がり、青い空と相まって美しい海岸景観を誇っていま
- 31 す。町民の憩いの場であり、生態系サービス等の重要性にも留意し、環境の保全を優先し
- 32 つつ、町民等の親水空間としての利用を図ります。
- 33 ・漂着、漂流、海底等のごみ対策や汚濁対策を推進します。

1 2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、地域別の概要

- 2 1.町土の利用目的に応じた区分ごとの規模目標
- 3 ・計画の基準年次は2020年(令和2年)とし、計画の目標年次は2030年(令和12年)と
- 4 します。
- 5 ・町土の利用・管理に関する目標年次 2030 年(令和 12 年)における本町の人口及び世帯
- 6 数を、人口 6,142 人(出典:社人研推計)、世帯数 3,069 世帯(出典:国勢調査結果をも
- 7 とに推計)と想定します。
- 8 ・町土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7区
- 9 分とします。
- 10 ・町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土利用の現況
- 11 と変化に関する調査に基づき、将来人口等を前提とし、各種計画の動向を考慮しながら、
- 12 利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整しています。
- 13 ・町土の利用に関する基本構想に基づく 2030 年(令和 12 年)における町土の利用目的に
- 14 応じた区分ごとの規模の目標は、次頁のとおりとします。なお、これらの数値については、
- 15 今後の社会経済の変動等に鑑み、弾力的に運用します。

単位:面積···ha、比率···%

	現況 ※	基準年次	目	標	増	 減
地目区分	(令和	2年)	(令和:	12年)	(令和2年~	令和 12 年)
	実数	構成比	実数	構成比	実数	増減率
総人口(人)	7,192		6,142		-1,050	-14.6%
世帯数(世帯)	3,338		3,069		-269	-8.1%
①農 地	1,732	27.2%	1,716	26.9%	-16	-0.9%
田	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%
畑	1,730	27.2%	1,714	26.9%	-16	-0.9%
②森 林	2,380	37.4%	2,380	37.4%	0	0.0%
③原野等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
原野	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
採草放牧地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
④水面・河川・水路	85	1.3%	85	1.3%	0	0.0%
水面	66	1.0%	66	1.0%	0	0.0%
河川	15	0.2%	15	0.2%	0	0.0%
水路	5	0.1%	5	0.1%	0	0.0%
⑤道 路	242	3.8%	244	3.8%	2	0.8%
一般道路	189	3.0%	190	3.0%	1	0.5%
農道	53	0.8%	53	0.8%	0	0.0%
林道	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
⑥宅 地	207	3.3%	245	3.9%	38	18.4%
住宅地	137	2.2%	125	2.0%	-12	-8.8%
工業用地	3	0.1%	48	0.8%	45	1,500.0%
その他宅地	67	1.0%	71	1.1%	4	6.0%
⑦その他	1,719	27.0%	1,704	26.7%	-15	-0.9%
合 計	6,365	100%	6,374	100%	9	0.1%

注1:④~⑦の面積については㎡単位で四捨五入した上で ha 単位の表記にしているため、計が表記上の数値による計算値と必ずしも一 致しない。

注2:面積は硫黄鳥島 250ha を含む。

6

3

- 7 ·現況:参考附図「久米島町国土利用現況図」参照
- ·目標:参考附図「久米島町国土利用構想図」参照 8

2.地域別の概要

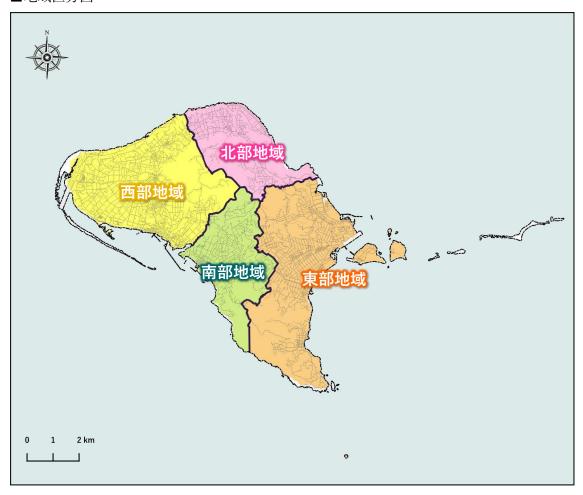
2 地域区分については、自然、経済、社会環境等の諸条件を勘案し、北部地域、東部地域、

3 南部地域、西部地域の4地域に区分します。

4 5

1

■地域区分図



(1)北部地域の概要

2 本地域は周辺住宅エリア、農水産業エリア、自然等保全エリアで構成されています。

3 人口は 428 人(2020 年)となっており、2010 年から 72 人減少しています。行政区別に見

4 ると全ての行政区で減少しています。

$\overline{}$	
.)	
\sim	

6

1

行政区	2010年(平成 22 年)	2020年(令和2年)	増減
宇江城	298 人(140 世帯)	261 人(159 世帯)	-37 人(19 世帯)
比屋定	103 人(48 世帯)	87 人(44 世帯)	-16 人(-4 世帯)
上阿嘉	50 人(20 世帯)	35 人(17 世帯)	-15 人(-3 世帯)
下阿嘉	49 人(21 世帯)	45 人(23 世帯)	-4 人(2 世帯)
合計	500 人(229 世帯)	428 人(243 世帯)	-72 人(14 世帯)

出典:指定区別人口調(久米島町) 各年10月1日時点、外国人含む

7 【凡例:○現状、●留意すべき課題】

- 8 ○本地域は丘陵地や山地が多く、重要な水源地帯となっています。名勝や史跡も多く、本町
- 9 で最も高い宇江城岳の山頂にある宇江城城跡は、本町の歴史を物語る重要なグスク跡で
- 10 国指定史跡となっています。宇江城岳周辺は「久米島の渓流・湿地」としてラムサール条
- 11 約に登録され、国内希少野生動植物のキクザトサワヘビの生息地等保護区であるほか、県
- 12 立自然公園第1種鳥獣保護区にも指定されています。
- 13 ●地域特性に富む自然及び文化財は、生態系サービス、森林公益機能、観光資源等の役割を 14 果たしていることに留意し、適切に保全・活用する必要があります。

15

17

16 ○商店等の生活サービス機能がほとんど立地していないため、地域住民は市街地エリア等

への日用品の買い物や通院等の際には自動車や公共交通等を利用する必要があります。

- 18 上阿嘉及び下阿嘉については、交通手段が不足する地域住民を対象とした移動販売車に
- 19 よる買い物支援が実施されています。
- 20 ●運転免許証を返納しても気軽に買い物や通院等ができる利便性の高い公共交通の運行の
- 21 ほか、移動販売車による買い物支援の拡充又はキッチンカー事業者等との連携によるサ
- 22 ービスの必要性の高まりが今後見込まれます。

23

- 24 ○人口減少・少子高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が懸念されます。
- 25 ●比屋定小学校周辺をコミュニティ拠点として位置付け、多世代による地域活動を推進し
- 26 ていくなど地域コミュニティの維持に向けた取り組みの必要性が高まっています。

- 28 ○人口減少に伴い、低利用地、空き地、空き家が増加しています。
- 29 ●新たな住宅等の需要に際しては、空き家の利活用を優先する必要があります。利活用が困

難な空き家については、多様な主体の参画による管理や建物等の除却に向けた取り組みの必要性が高まっています。
 3

 ○農地が本地域面積の37%を占めており、宇江城及び比屋定は土地改良事業等の生産基盤整備等により一戸あたりの農地面積が比較的大きい傾向があります。主にさとうきび、肉用牛が生産されているものの、従事者の減少により遊休農地等が発生しています。

●機械化による生産性の向上とあわせ、担い手の育成等を図り、遊休農地等の有効活用を促進していく必要があります。

- 10 ○下阿嘉に急傾斜地崩壊危険区域、宇江城に土砂災害特別警戒区域の指定が一部あります。
- 11 ●災害に強い体制の構築の観点から、適切な防災減災対策を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリアへの居住の誘導に取り組む必要があります。

(2)東部地域の概要

1

7

8

2 本地域は市街地エリア、周辺住宅エリア、農水産業エリア、観光リゾートエリア、新工業3 エリア、自然等保全エリアで構成されています。

4 人口は 2,824 人(2020 年)となっており、2010 年から 365 人減少しています。行政区別に
 5 見ると東奥武、西奥武及び比嘉は増加、その他の行政区は減少しています。

行政区	2010年(平成 22年)	2020年(令和2年)	増減
真謝	599 人(272 世帯)	441 人(241 世帯)	-158人(-31世帯)
宇根	290 人(122 世帯)	221 人(117 世帯)	-69 人(-5 世帯)
真泊	136 人(64 世帯)	123 人(63 世帯)	-13 人(-1 世帯)
東奥武	6 人(4 世帯)	8人(1世帯)	2人 (-3世帯)
西奥武	28 人(12 世帯)	30 人(19 世帯)	2人(7世帯)
泊	82 人(44 世帯)	79 人(44 世帯)	-3 人(0 世帯)
謝名堂	454 人(210 世帯)	405 人(211 世帯)	-49 人(1世帯)
比嘉	644 人(297 世帯)	707 人(322 世帯)	63 人(25 世帯)
イーフ	381 人(164 世帯)	351 人(188 世帯)	-30 人(24 世帯)
真我里	259 人(119 世帯)	226 人(133 世帯)	-33 人(14 世帯)
銭田	169 人(72 世帯)	120 人(64 世帯)	-49 人(-8 世帯)
島尻	141 人(65 世帯)	113 人(62 世帯)	-28 人(-3 世帯)
合計	3,189 人(1,445 世帯)	2,824 人(1,465 世帯)	-365 人(20 世帯)

出典:指定区別人口調(久米島町) 各年10月1日時点、外国人含む

【凡例:○現状、●留意すべき課題】

- 9 ○東側の真謝や南側の島尻に山地や丘陵地が分布する一方、中央部の謝名堂及び比嘉には 10 平地が広がっています。森林は本地域面積の約40%を占めており、令和3年度にキクザ
- 11 トサワヘビ保護区域に指定されるなど貴重な自然が残っています。東部にはイーフビー
- 12 チが広がり町民等の憩いの場となっています。また、真謝には仲里間切蔵元や天后宮等の
- 13 貴重な文化財や伝統的な集落景観が残っており、伝統工芸品である久米島紬の後継者育 14 成を目的とした久米島紬ユイマール館も立地しています。
- 15 ●地域特性に富む自然及び文化財は、生態系サービス、森林公益機能、観光資源等の役割を
- 16 果たしていることに留意し、適切に保全・活用する必要があります。 17
- 18 ○北東部沿岸に海洋深層水の特性を活かした水産業及び製造業の企業進出が進み、新工業 19 エリアとして発展しています。
- 20 ●産業振興、雇用拡大の観点から、県内外からの企業誘致を図るとともに、「エネルギー・ 21 水・食糧」を自給自足する持続可能な島嶼コミュニティの構築と新たな産業の創出を目指

1 す海洋深層水の複合利用「久米島モデル」の実現に向けた取り組みを進める必要がありま 2 す。

3

- 4 ○比嘉は市街地エリアとなっており、役場、中学校等の公共施設のほか、大型商業施設が立 5 地し、町民の生活サービス機能の拠点となっています。近年は新築住宅やアパートの立地 6 が進み、町民等の利便性の高い行政区への住宅需要が見受けられます。
- 7 ●町民が集う市街地エリアとして、生活サービス機能や公共・公益施設等の集積を通じて利8 便性の向上を図る必要があります。

9

- ○西奥武は島の北西部に周辺住宅エリア、南東部に久米島ウミガメ館、バーデハウス久米島、
 奥武島キャンプ場等が立地する観光リゾートエリアのほか、漁港の立地やさとうきび生産等が営まれる農水産業エリア及び砂浜、畳石や森林等の自然等保全エリアで構成されています。
- 14 ●町土管理水準等の考え方を踏まえ、秩序ある適切な保全と活用が必要となります。

15

- 16 ○東奥武は周辺住宅エリアと自然等保全エリアで構成されています。集落内では空き家、空17 き地が存在します。
- 18 ●空き家、空き地は地域特性に応じた利活用又は自然の再生が求められます。自然等保全エリアの利活用に当たっては、保全と活用の両立が必要となります。

20

- ○イーフは、リゾートホテルや民宿、飲食店等が集積する観光リゾートエリアとなっていますが、近年は低利用地、空き地、空き家、空き店舗が混在し、観光地としての景観が失われつつあります。一方、県道(245号線)の北側においては住宅需要の高まりにより、農地から宅地への用途転換が見られます。
- ●久米島町景観条例や町土管理水準等の考え方を踏まえ、開発行為や用途変更等に際して、
 利用目的に応じた適切な検討を行った上で、低利用地や空き家、空き店舗の利活用を優先
 するなどメリハリのある土地利用を進める必要があります。

- 29 ○島尻、銭田は県道の整備により交通利便性は向上したものの、商店等の生活サービス機能 30 が立地していません。島尻は交通手段が不足する地域住民を対象とした移動販売車によ 31 る買い物支援が行われているものの、地域住民は市街地エリア等への日用品の買い物や 32 通院等の際には自動車や公共交通等を利用する必要があります。今後の人口減少等を勘 案すると、真謝、宇根、真泊も同様な条件下におかれる恐れがあります。
- 34 ●運転免許証を返納しても気軽に買い物や通院等ができる利便性の高い公共交通の運行の 35 ほか、移動販売車による買い物支援の拡充又はキッチンカー事業者等との連携によるサ 36 ービスの必要性の高まりが今後見込まれます。

- ①農地が本地域面積の33%を占め、全域に分布しています。土地改良事業等の生産基盤整備が行われており、主にさとうきびや牧草が栽培されているものの、従事者の減少等により遊休農地等が発生しています。
- 4 ●機械化による生産性の向上とあわせ、担い手の育成等を図り、遊休農地等の有効活用を促 5 進していく必要があります。

6

- 7 ○真謝、真泊、泊、銭田には漁港が整備され漁業の生産基盤となっていまが、一部で廃船・ 放置船が見受けられます。
- 9 ●廃船・放置船の適切な処理対策を講じ、十分な漁港機能の発揮と魅力的な景観の創出を図 3 必要があります。

11

- 12 ○真謝に地すべり防止区域及び土砂災害特別警戒区域、宇根に急傾斜地崩壊危険区域及び 13 土砂災害特別警戒区域の指定が一部あります。
- 14 ●災害に強い体制の構築の観点から、適切な防災減災対策を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリアへの居住の誘導に取り組む必要があります。

16

- 17 ○沿岸部で地震による津波が想定されます。
- 18 ●津波浸水、液状化等の災害リスクの高い箇所については、久米島町防災マップに定める取19 組の強化を通じて安全性を確保する必要があります。

20

21

22

2324

25

26

27

28

29

30

31 32

33

(3)南部地域の概要

2 本地域は市街地エリア、周辺住宅エリア、文教・医療・防災等拠点エリア、農水産業エリ 3 ア、観光リゾートエリア、自然等保全エリアで構成されています。

4 人口は 1,200 人(2020 年)となっており、2010 年から 185 名減少しています。行政区別に5 見ると全ての行政区で減少しています。

6

1

行政区	2010年(平成 22年)	2020年(令和2年)	増減
山城	123 人(56 世帯)	118 人(58 世帯)	-5 人(2 世帯)
儀間	860 人(417 世帯)	685 人(373 世帯)	-175 人(-44 世帯)
嘉手苅	402 人(183 世帯)	397 人(222 世帯)	-5 人(39 世帯)
合計	1,385 人(656 世帯)	1,200 人(653 世帯)	-185 人(-3 世帯)

出典:指定区別人口調(久米島町) 各年10月1日時点、外国人含む

7

8

【凡例:○現状、●留意すべき課題】

- 9 ○儀間及び嘉手苅の海岸側に平地が分布しており、内陸部は台地や丘陵地となっています。
- 10 桜並木で有名なアーラ岳がキクザトサワヘビ保護区に指定されるなど貴重な自然が残っ
- 11 ているほか、山城の南側の丘陵地は、東部地域の中央平地やハテの浜を一望できる景勝地
- 12 となっており、陶芸工房や保養施設が立地しています。
- 13 ●地域特性に富む自然及び文化財は、生態系サービス、森林公益機能、観光資源等の役割を 14 果たしていることに留意し、適切に保全・活用する必要があります。

15

- 16 ○嘉手苅には沿岸に県立久米島高等学校、高台に久米島町消防本部、公立久米島病院、久米 17 島町複合型防災・地域交流センター「ほんのもり」、久米島博物館及び福祉施設の公共施 18 設等が集積し、文教・医療・防災等拠点エリアとなっています。
- 19 ●中長期的かつ人口減少・少子高齢化における持続可能なまちづくりの視点から、教育、歴
 20 史・文化、医療、福祉、防災の一層の拠点化を図り、高質かつ安定的にサービスを提供で
 21 きる体制の構築が必要となります。

22

- 23 ○儀間は、商店や事業所、小学校等が立地する市街地エリアとなっているほか、沿岸部は久24 米島シーサイドパークゴルフ場が立地する観光リゾートエリアとなっています。
- ●地域住民が集う市街地エリアとして、生活サービス機能、公共サービス施設等の集積を通じて利便性の向上を図る必要があります。久米島シーサイドパークゴルフ場は、温暖な気候を活かし通年を通した大会の開催等による観光誘客を一層進めつつ、町民の交流機会の創出や健康の増進も図る必要があります。

29

- 1 ○全ての行政区で低利用地、空き地、空き家、空き店舗が増加しています。
- 2 ●市街地エリアにおいては、低利用地、空き地、空き家、空き店舗の利活用を図る必要があ
- 3 ります。周辺住宅エリアにおいては、空き家、空き店舗の地域の特性に応じた利活用を図
- 4 ります。また、低利用地、空き地の利活用は、中長期的な視点から地域の特性に応じた適
- 5 切な利用を選択する必要があります。いずれの行政区においても農水産業エリア及び自
- 6 然等保全エリアの無秩序な開発行為を抑制する必要があります。

7

- 8 ○山城は交通手段が不足する地域住民を対象とした移動販売車による買い物支援が行われ
- 9 ているものの、多くの地域住民は市街地エリア等への日用品の買い物や通院等の際には
- 10 自動車や公共交通等を利用する必要があります。
- 11 ●運転免許証を返納しても気軽に買い物や通院等ができる利便性の高い公共交通の運行の
- 12 ほか、移動販売車による買い物支援の拡充又はキッチンカー事業者等との連携によるサ
- 13 ービスの提供が求められます。

14

- 15 ○農地が本地域面積の36%を占め、内陸部の台地及び山間丘陵地に分布しています。土地
- 16 改良事業等の生産基盤整備が行われており、主にさとうきびや牧草が生産されているも
- 17 のの、従事者の減少等により遊休農地等が発生しています。
- 18 ●機械化による生産性の向上とあわせ、担い手の育成等を図り、遊休農地等の有効活用を促
- 19 進していく必要があります。

20

- 21 ○儀間、嘉手苅には漁港が整備され漁業の生産基盤となっていまが、一部で廃船・放置船が
- 22 見受けられます。
- 23 ●廃船・放置船の適切な処理対策を講じ、十分な漁港機能の発揮と魅力的な景観の創出を図
- 24 る必要があります。

25

- 26 ○儀間、嘉手苅の沿岸部で地震による津波、液状化が想定されます。また、儀間川沿いは水
- 27 害の危険性が高いほか、儀間、山城の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。
- 28 ●津波浸水、液状化等の災害リスクの高い箇所については、久米島町防災マップに定める取
- 29 組の強化を通じて安全性を確保する必要があります。土砂災害が想定される住宅地につ
- 30 いては、防災・減災対策等を講じつつ、中長期的な視点から災害リスクの低いエリアへの
- 31 居住の誘導に取り組む必要があります。

32

33

34

(4)西部地域の概要

2 本地域は主に市街地エリア、周辺住宅エリア、農水産業エリア、観光リゾートエリア、自 3 然等保全エリアで構成されています。

4 人口は3,256人(2020年)となっており、2010年から372人減少しています。行政区別に
 5 見ると全ての行政区で減少しています。

	f)	
	`		

7

17

1

行政区	2010年(平成 22年)	2020年(令和2年)	増減
仲村渠	118人(52世帯)	106人(54世帯)	-12 人(2 世帯)
具志川	156 人(75 世帯)	101 人(67 世帯)	-55 人(-8 世帯)
仲地	254 人(98 世帯)	246 人(109 世帯)	-8人(11世帯)
山里	139 人(54 世帯)	119 人(60 世帯)	-20 人(6 世帯)
上江洲	99 人(48 世帯)	66人(34世帯)	-33 人(-14 世帯)
西銘	293 人(117 世帯)	274 人(126 世帯)	-19 人(9 世帯)
久間地	42 人(18 世帯)	40 人(18 世帯)	-2人(0世帯)
大原	273 人(102 世帯)	234 人(112 世帯)	-39 人(10 世帯)
北原	170人(67世帯)	139人(73世帯)	-31 人(6 世帯)
鳥島	410 人(176 世帯)	362 人(184 世帯)	-48 人(8 世帯)
仲泊	1,100 人(489 世帯)	1,086 人(538 世帯)	-14 人(49 世帯)
大田	311 人(131 世帯)	271 人(128 世帯)	-40 人(-3 世帯)
兼城	263 人(137 世帯)	212 人(131 世帯)	-51 人(-6 世帯)
合計	3,628 人(1,564 世帯)	3,256 人(1,634 世帯)	-372 人(70 世帯)

出典:指定区別人口調(久米島町) 各年10月1日時点、外国人含む

8 【凡例:○現状、●留意すべき課題】

- 9 ○本地域は兼城から北原までの海岸近くは平地が分布しており、中央部は台地、北側、東側 10 は丘陵地と山地が広く分布しています。仲村渠、具志川、仲地、上江洲、西銘には上江洲 11 家や具志川城跡等の国指定文化財が点在するほか、久間地には天然記念物に指定される 12 久米の五枝の松、仲村渠にあるミーフガーなど名勝や自然遺産が多く残っています。さら 13 に、五枝の松や大田に立地するホタル館付近の小川はクメジマボタル等の生息域になっ 14 ています。
- 15 ●地域特性に富む自然及び文化財は、生態系サービス、森林公益機能、観光資源等の役割を16 果たしていることに留意し、適切に保全・活用する必要があります。
- 18 ○兼城に港湾、北原に空港が立地しており、本町における海と空の玄関口になっています。
- 19 ●港湾は町民の生活及び産業の振興に不可欠な物流の拠点であること、空港は町民の利用20 頻度が高いほか、多くの観光客の玄関口でもあることに留意し、町民、事業者、観光客等

1 の旅行、ビジネス等のニーズに応じて利活用できる空間を創出する必要があります。

2

- ○鳥島にはホタルドーム、多目的グラウンド及び野球場等が併設した総合運動公園が立地 しており、町民の健康増進やプロ野球チームのキャンプ等で利用されています。大原のシンリ浜沿いにはリゾートホテルが立地しており、総合運動公園含め観光リゾートエリアが形成されています。
- 7 ●スポーツツーリズム・コミッションの拠点として利活用を推進する必要があります。シンリ浜、宿泊施設については、砂浜でサンセットを眺望できる魅力の高さを効果的に活用しつつ、地域特性に富む自然が育む生態系サービス等の重要性に留意し、適切に保全・活用する必要があります。

11

- 14 ●地域住民が集う市街地エリアとして、生活サービス機能、公共サービス施設等の集積を通じて利便性の向上を図る必要があります。

16

- 17 ○全ての行政区で低利用地、空き地、空き家、空き店舗が増加しています。
- ●市街地エリアにおいては、低利用地、空き地、空き家、空き店舗の利活用を図る必要があります。周辺住宅エリアにおいては、空き家、空き店舗の地域の特性に応じた利活用を図り、低利用地、空き地の利活用は、中長期的な視点から地域の特性に応じた適切な利用を選択する必要があります。いずれの行政区においても農水産業エリア及び自然等保全エリアの無秩序な開発行為を抑制する必要があります。

23

- 24 ○仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、久間地、大原、北原は、商店等の生活サービス機能がほとんど立地していません。仲村渠、具志川では交通手段が不足する地域住民を対象とした移動販売車による買い物支援が行われているものの、多くの地域住民は市街地エリア等への日用品の買い物や通院等の際には自動車や公共交通等を利用する必要があります。
 - ●運転免許証を返納しても気軽に買い物や通院等ができる利便性の高い公共交通の運行の ほか、移動販売車による買い物支援の拡充又はキッチンカー事業者等との連携によるサ ービスの必要性の高まりが今後見込まれます。

3132

29

- 33 ○農地が本地域面積の39%を占め、海岸低地や内陸部の台地及び山間丘陵地に分布してい 34 ます。土地改良事業等の生産基盤整備が行われており、主にさとうきびや花卉が生産され 35 ているものの、従事者の減少等により遊休農地等が発生しています。
- 36 ●機械化による生産性の向上とあわせ、担い手の育成等を図り、遊休農地等の有効活用を促

1 3章 2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2

4

5

6

7

1.公共の福祉の優先

町土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然、社会、経済及び文化的条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があることから、 土地所有者の良好な土地管理と有効な土地利用を促進するとともに、本町は国や県等の 関係機関と連携しながら、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

8 9 10

11

12

1314

15

2.土地利用関連法制等の適切な運用

本町の土地利用に関しては、国土利用計画法及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の関連する土地利用に関する諸法令に基づく諸制度の適切な運用により、自然環境や歴史的風土の保全に留意しつつ、長期的な視点から土地の総合的かつ計画的な利用を図ります。

また、本計画の適正な運用を図るため、土地利用の計画的な調整を通じて、土地利用の 基本方向に馴染まない利用形態は規制するなど適切な土地利用を推進します。

1617

18

3.町土の保全と安全性の確保

19 (1)自然災害への対応

20 自然災害への対応については、町土の保全と安全性の確保のため、各種災害に対する事 11 前及び事後対策を実施します。また、防風・防潮林の育成・保全や危険箇所の整備の促進、 22 公共施設や住居等の建て替え等の際の災害リスクの低い地域へ誘導等のハード対策とあ 23 わせて、ハザードマップの作成・配布や防災教育の実施、避難訓練等のソフト対策の実施 により、総合的な防災対策を推進します。

2526

27

2829

30

(2)森林機能の向上

森林の持つ町土保全と安全性の確保などの多面的機能の向上を図るため、地域森林計画による適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、関係機関や地域との連携を通じた効果的な取り組みを実施しながら保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。

31 また、森林が有する防災・減災機能の活用と人口構造物の整備に係る長期的なコストの32 評価・検証等を行い、森林公益機能を持続的に活用した防災・減災対策を推進します。

3334

35

(3)中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、ICT等を活用した国土強靭化に

1 向けて代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的 2 交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の 3 多重性・代替性の確保を図ります。

4 5

> 6 7

8

9

10

(4)市街地の安全性の向上

市街地等においては、津波被害想定地域における避難拠点や、公園・街路等の活用による避難地・避難路、治水施設等の整備とともに、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、道路における無電柱化などの対策を推進します。 災害に強いまちづくりに向け、文教・医療・防災等拠点エリアの拠点性強化を図るとともに、都市基盤施設の整備・維持の推進により、災害時の被害軽減や安全性の確保を図ります。

111213

1415

16

1718

1920

21

22

23

24

25

4.持続可能な町土の管理

(1)生活サービス機能等の充実

コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の主要な 生活サービス機能や居住を市街地エリアや文教・医療・防災等拠点エリアに中長期的な視 点で緩やかに誘導を進めます。

人口減少等により生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる地域においては、地域の状況に応じて必要な生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を推進するとともに、市街地エリアや文教・医療・防災等拠点エリアとのアクセス性を確保するため、公共交通の路線・ダイヤ見直しや移動手段の検討など、利便性の高い交通体系の形成に努めます。

また、町内に不足する機能等の利用に向けた沖縄本島等とのアクセス性の維持・確保のため、航空路・航路の交通ネットワークや通信ネットワーク等の維持・充実に努めつつ、町民生活の利便性向上のため、ICT等の活用によるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、教育・医療・福祉等の生活サービス機能等の充実を図ります。

262728

29

30

31

3233

34

(2)優良農地の確保・農業振興

生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地の保全・確保やスマート農業の導入検討のほか、多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けた農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約の推進、農地所有者の農地中間管理機構等へのアプローチの促進、荒廃農地利用促進事業等の推進による遊休農地の解消・発生防止など有効利用を図るために必要な措置を講じます。

また、地域特性に応じた農業の展開に向け、農業の雇用促進と6次産業化などによる農産物の高付加価値化の取組等の支援を推進します。

(3)森林の保全・活用

2 森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、森林資源を活用したエコツーリズムの推

3 進や計画的な森林の保全に取り組みます。

4 5

1

(4)健全な水環境の確保

- 6 健全な水循環の維持のため、環境・景観に配慮した多自然川づくりの推進、関係者との
- 7 連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持・向上、安定した水供
- 8 給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への
- 9 対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

10 また、長期的視点に立った各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持・管

11 理を図ります。

1213

(5)漁業環境の維持・漁業振興、海岸の保全

- 14 主要産業のひとつである漁業については、漁業従事者との連携や ICT 等の活用による
- 15 生産基盤の維持・管理、他産業との連携強化など持続可能な生産体制の構築に向けた取り
- 16 組みを促進します。

17 また、海岸侵食対策や海岸保全区域及び一般公共海岸区域における土砂採取事業の規制

18 など適正な管理を通じて環境や景観に配慮した海岸の保全を図ります。

19

20 (6)美しい景観の保全・再生・創出

21 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史・文化に根ざ

した自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史的風土の保存を

図るため、開発行為の規制のほか、各種施策を講じます。

2324

22

25 上記の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、沖縄県県土保全条例及び沖縄

26 県赤土等流出防止条例などの各種規制措置等により適切に対処する必要があります。

2728

29

5.自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1)多様な自然環境の保全

- 30 自然については、厳格な行為規制等により適正な保全を図るとともに、二次的自然につ
- 31 いては、農水産業の事業活動における環境への配慮や民間・NPO 等による保全活動の促
- 32 進、必要な施設の整備等を通じて維持・形成をしつつ、自然が劣化・減少した地域につい
- 33 ては、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。
- 34 また、自然環境を保護する地域の選定方法や必要となる調査の内容・手続き等を検討す
- 35 るとともに、保護する地域の適正な配置・管理に努めます。

(2)生物多様性の確保等

- 2 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベ 3 ル等の空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。
- 4 また、野生鳥獣による被害防止のため、進入防止策等の整備や鳥獣の保護・管理を行う
- 5 人材育成等を推進するとともに、侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、完全排除を基本
- 6 としつつ、防除に必要な調査研究を行います。
- 7 また、沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置の適切な運用により、陸域からの
- 8 赤土等の流出を防止し、島しょ性由来のサンゴ礁等の優れた自然環境に配慮した土地利用
- 9 に努めます。

1011

1

(3)自然環境を活かした観光の振興

- 12 地域特性に富む本町の自然環境は、観光資源として高い価値を有しています。観光客の
- 13 増加又は誘客により環境問題が生じないよう利活用に当たっては、これまで町民が築いて
- 14 きた自然との良好な関係に係る取り組みを活かした「保全」と「活用」の両立を促進しま
- 15 す。

16 17

(4)地球温暖化対策の推進

- 18 地球温暖化等への対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律、久米島町地球
- 19 温暖化対策実行計画(令和2年3月策定)及び久米島町エネルギービジョン2020(令和2
- 20 年2月)に基づき、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに向け、周辺環境や防災等に
- 21 配慮しながら太陽光や海洋温度差発電等の再生可能エネルギーの導入、市街地における緑
- 22 地・水面等の効率的な配置、二酸化炭素の吸収源となる森林整備、利便性の高い公共交通
- 23 や電気自動車等への転換など環境負荷の小さな土地利用を図ります。

2425

(5)生活環境の保全

- 26 町民の生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して
- 27 引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等に
- 28 よる町民の生活環境への影響に配慮した操業とすることを促進します。
- 29 水質改善対策の推進については、公共下水道への接続率の向上に取り組み健全な水環境
- 30 の構築を図ります。
- 31 また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、関係機関や住民等と連携に
- 32 よる監視体制の強化に取り組むとともに、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

3334

(6)環境影響評価等の推進

- 35 環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業については、良好な環境を確保
- 36 するため、事業の実施に当たり予め環境影響評価を実施することにより、適切な環境配慮

- 1 を促進するとともに、同法及び同条例の対象事業とならない小規模な開発事業についても、
- 2 適切な環境配慮がなされるよう、第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】における「環境
- 3 への配慮指針」に基づき、環境への負荷の少ない土地利用を進めます。

4 5

6

6.土地利用転換の適正化

(1)土地利用転換の基本的考え方

- 7 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響に鑑み、人口や産業の動
- 8 向、周辺の土地利用状況、社会資本の整備状況など自然的・社会的条件等を勘案して適正
- 9 に判断する必要があります。仮に、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する
- 10 必要があるときは速やかに計画の見直し等の措置を講じます。
- 11 自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、市街地に
- 12 おいて低利用地、空き地、空き家、空き店舗が増加していることから、これらの有効活用
- 13 を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制するとともに、土地利用規制・誘導の実効性
- 14 を高めるため、準景観計画等の策定に向けた検討に努めます。

15 16

(2)農地の利用転換

- 17 農地の利用転換については、農産物の生産や農業経営の安定化、地域景観・自然環境等
- 18 に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を
- 19 抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮するとともに、不要不急な転用を抑制し効率
- 20 的な土地利用を図ります。

2122

(3)森林の利用転換

- 23 森林の利用転換については、自然環境・生態系の保全や水源涵養、防災機能等の森林公
- 24 益機能の重要性に鑑み、災害の発生や景観、自然環境に十分配慮して、周辺の土地利用と
- 25 の調整を図ります。
- 26 また、地域住民への森林法制度(開発行為の許可、伐採及び伐採後の造林届等)の周知
- 27 を徹底し、地域の総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

2829

(4)大規模な土地利用転換

- 30 大規模な土地利用の転換にあたっては、地域に与える自然的及び社会的影響が大きいこ
- 31 とから、環境への影響や周辺住民の意向を十分把握した上で、事前に関係機関との調整を
- 32 図り、適正な選択を促進します。

33

34

(5)混在地における土地利用転換

- 35 農地等の農業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又は予測
- 36 される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保するなど、農地や宅地等相互の

土地利用の調和を図るとともに、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた土地利用を図ります。

7.町土に関する調査の推進

町土の適正な利用を図るため、必要に応じて、町土に関する基礎的な調査を実施するとともに、調査結果の総合的な利用を図ります。特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化、土地取引、民間開発・町土基盤整備の円滑化等に大きく貢献することから、地籍調査の計画的な実施を促進します。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境の保全・再生において重要な情報となるため、様々な主体による調査の結果を集約し、分布情報等の把握に努めます。

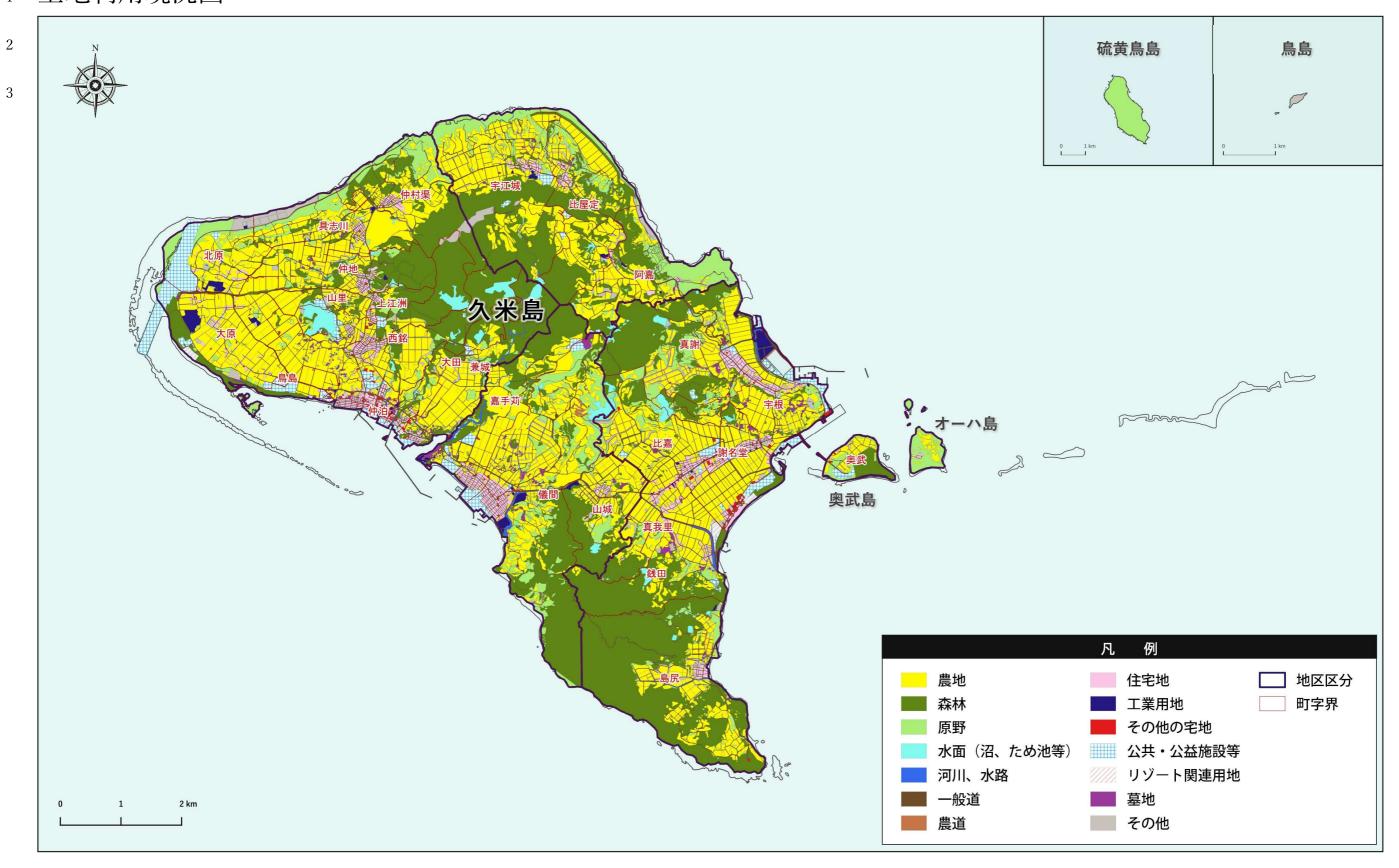
8.多様な主体による町土管理等の推進

町土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理のほか、国や県、町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPOなど多様な主体による、河川・池沼環境や農地、その他の自然環境の保全・管理活動に参加する直接的な取り組みや、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄附等の間接的な取り組みを推進します。

9.計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、各種の指標を用いた町土利用の現況等の分析や庁内の横断的な進捗管理など計画推進上の課題を把握し、持続可能で安定的な町土利用に向け、総合計画とあわせて本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

土地利用現況図



土地利用構想図

